

**5. 事後調査の結果の検討に基づき必要な措置を  
講じた場合にあっては、その措置の内容**

## 5. 事後調査の結果の検討に基づき必要な措置を講じた場合にあっては、その措置の内容

事後調査の結果、措置を講じる必要があると考えられる大きな影響は認められなかつた。